

2002年5月1日

新潟教区長 フランシスコ 佐藤敬一 司教

「秋田市添川湯沢台の聖母像に関する不思議な出来事」についてはご存知と思う。

1984年、前新潟教区長・伊藤司教は「司教書簡」をもって、「新潟教区において、秋田の聖母像に対する崇敬を表すことを禁じません」と発表した。私は教区長職を受け継いでから今まで、この発表に何の変更も加えていない。

これに対し、「どうしてこのような信心を禁止しないのか」という詰問から、「どうして教会は出来事の超自然性を認めないのか」という抗議まで幅広く、たくさんの意見が寄せられた。これは、それらの意見に対する返答でもある。

1. 「不思議な出来事の再調査をしてほしい」という要請に対して。

私は以下の理由で再調査は行わない。

伊藤司教の依頼によって、東京教区の白柳大司教が召集した特別調査委員会の調査結果は、「その超自然性を立証することとは出来ない」ということであった（1980年）。これを受けて、伊藤司教は新たな調査委員会を招集、再度調査を行った。その調査が終わり、伊藤司教は「秋田の聖母像に対する崇敬」の許可を発表している（1984年）。

しかしこの許可は、新たに召集された委員会がその超自然性を立証できたからではない。伊藤司教は「司教書簡」に、「これまで調べたところによると、秋田市添川湯沢台の聖体奉仕会の聖母像に関する不思議な現象に、超自然性がないと否定することはできません」と書いている。つまり、第二の委員会もその超自然性を立証することができなかったのである。しかし、超自然性がないと否定することもできない。だから与えた許可である。

第一の委員会も第二の委員会もその超自然性を立証することができなかったのだから、新しい事情が生じない限り、私には新たな調査を行うつもりはない。

2. 「どうして禁止しないのか」という意見に対して

私には禁止しなければならない理由が分からない。かえって、教会の権威者から合法的に許可された崇敬であることを強調したい。

教会は、信徒の側から自発的に始まるこのような崇敬行為を、教義的誤謬や間違った神秘主義、或いは悪用がない限り、妨げることなく見守るのが常である。伊藤司教が許可理由の一つとして、「信仰と道徳に反することを見出すことができない」と述べているのは、それが教会の慣行だからである。私が前任者の許可に何の変更も加えなかったのも同じく、信仰と道徳に反することを見出すことができなかったからである。

巡礼地に不思議な話があるのは珍しいことではない。不思議な話があるから禁止というのであれば、殆どの巡礼地は閉じなければならない。大事なことは、不思議な出来事を信じるかどうかよりも、人々がそこを訪れて祈り、恵みを受け、改心したり決心したりする場、感謝や讃美を捧げる場所であることだろう。

3. 今後の「秋田の聖母像に対する崇敬」について

伊藤司教の与えた許可は今も有効である。これからも聖母像は新しい聖堂に安置され、だれでも自由に訪ね、その前で祈ることができる。私は秋田の聖体奉仕会の聖母像をめぐる祈りの雰囲気を守り続けたい。

「秋田の聖母像に対する崇敬」と言っても、救い主イエス・キリストの御母・聖マリアに対する崇敬であって、別の誰かを崇敬している訳ではない。秋田の聖母像に対する崇敬がマリア様への祈り、御子イエス様への愛、父である神への信頼を一層深めることに役立つなら、新潟教区にとってこれ以上、名誉なことはない。

伊藤司教は「司教書簡」の最後に、「ローマ聖座が秋田の出来事に肯定的判定を示したとしても、これは私的啓示であって、信じなければならない教務が生じるような事柄ではない」と断っている。このことは重要である。信じるも信じないも、その人による。信じないからと言って、非難できることではない。

以上。